

国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は **Japan Go Round株式会社**[東京都知事登録旅行業第2-8868号]（以下「当社」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けられるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、当社ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表（確定書面）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

- (1) 旅行契約は当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、申込金（旅行代金の一部または全額）を添えて申込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 当社は、電話、郵便、インターネット、電子メール、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込書の提出と申込金（旅行代金の一部または全額）のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金（旅行代金の一部または全額）をお支払いいただけない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります（以下、「通信契約」といいます）。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③に特別の定めをしています。

- ①通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」、その他当社所定の事項を当社にお申し出いただきます。
 - ②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とします。
 - ③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行参加者の代表としての契約責任者から、申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
 - (5) 契約責任者は、当社が定める日までに、旅行参加者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、旅行参加者本人の同意を得るものとします。
 - (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した旅行参加者を契約責任者とみなします。
 - (7) 当社は、契約責任者が旅行参加者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務、義務については、何らの責任を負うものではありません。

3. 申込み条件

- (1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- (2) 中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 健康を損なわれている方、車椅子などの器具をご利用になっている方、心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別な配慮が必要される方は、その旨を旅行契約の申込み時にお申し出ください。（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。
あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそ

れらを申し出ていただくことがあります。

- (6) 前号に基づきお申し出に依じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (10) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (11) お申込みの時点で満席、その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合、当社はおお客様と確認の上、契約待機中（以下「ウェイティング」といいます）のおお客様として登録を受け付けることがあります。この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の「預り金」を収受し、契約締結の承諾ができる状態になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知（以下「承諾通知」といいます）をし、承諾通知をした時点において「預り金」を申込金に充当します。なお、当社が承諾通知をする前に、「お客様よりウェイティングの登録撤回のお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、「預り金」を全額払い戻します。なお、ウェイティングの登録時点では旅行契約は成立しておらず、また将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (12) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、お客様からの旅行申込み後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を（当社ホームページ、パンフレット、ご予約案内書、本旅行条件書等により構成）を交

付します（既に交付済みまたは電磁的方法で提供した場合を除く）。

- (2) 本項（1）の契約書面をお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、主要な運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅程表（確定書面）を旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。それ以降の申込みの場合は、申込みと同時に、又は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. お支払対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、パンフレット等に「旅行代金として表示した金額」および「追加代金として表示した金額」の合計から、「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額は、「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の算定基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した以下：

- (1) 運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空はエコノミークラス、鉄道は普通席）
- (2) 宿泊料金・税・サービス料
- (3) 食事料金・税・サービス料
- (4) 観光料金（バス、ガイド、入場料等）
- (5) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金（運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの）
- (2) クリーニング料金、電話・通信料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれにかかる税・サービス料金
- (3) ご希望者のみが参加されるオプションツアー等の料金
- (4) 自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (5) 空港旅客施設使用料
- (6) 傷害・疾病に関する医療費等
- (7) 宿泊機関が課す諸税
- (8) 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど）
- (9) 自治体等が課す法定外目的税諸税
- (10) 特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

9. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。
- (2) この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の変更

当社は旅行締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「オーバーブッキング＝過剰予約受付」といいます）による変更の場合を除き、当社のその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更の為にその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなけ

ればならない費用はお客様の負担とします。

- (4) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金の額を変更します。

11. お客様の交替

- (1) お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、新たに旅行契約を希望する方のお申込みに必要な事項をお申し出の上、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は業務上の都合があるときは、お客様の交代をお断りする場合があります。
- (2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとし、

12. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前の解除の場合

- ①お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当社の営業時間内とします（営業時間終了後に着信した電子メール等は、翌営業日の受付となります。）通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のクレジットカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- ②各種ローン取扱上の事由や集合遅刻等による解除でも取消料を申し受けます。
- ③旅行契約の成立後にお客様のご都合によるコースまたは出発日、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更をされた場合は、当初契約を解除のうえ再申込みとなり、所定の取消料の対象となります。また人数一部減も取消料を申し受けます。
- ④お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (a) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (b) 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 第4項(2)の期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
 - (e) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑤当社は本項「(1) ①から③」により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。

⑥お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかった場合、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

旅行契約の取消日	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(口からホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注:「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

「旅行開始後」の一例

※添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時

※当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時

(2) 旅行開始後の解除の場合

①お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により、パンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく、当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他を既に支払い、またはこれから支払うべき費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前の解除の場合

- ①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わない場合、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、第12項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
 - (a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (b) お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(3)、(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (e) お客様が第3項(10)①～③のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (f) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。
この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
 - (g) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (h) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程にしたがった旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当社は、本項(1)の②により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除の場合

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - (a) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - (b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示へ違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c) お客様が第3項(10)①～③のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (d) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- ②当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項(2)の①(a)、(d)の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担とします。

14. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項の規定により旅行代金を減額した場合、又は第12項から第13項の規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあたっては、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 通信契約を締結したお客様に前号の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあたっては旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。
- (3) 本項(1)の規定は、第18項または第20項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (4) クーポン券類の引き渡し、航空券・JR券等の受領後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類、航空券・JR券等が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

15. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。

- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう契約内容の変更を最小限にとどめることに努めます。
- (3) 当社によってあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程管理を行わない旨を明示しているときは、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

16. 当社の指示

旅行開始後、旅行終了までの間において、お客様が企画旅行参加者として行動するときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

17. 添乗員等

- (1) 添乗員の同行の有無は、パンフレット等に明示します。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (4) 添乗員が同行しない旅行にあたっては、お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (a) 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (b) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (c) 官公署の命令、伝染病・感染症による隔離、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
 - (d) 自由行動中の事故
 - (e) 食中毒
 - (f) 盗難
 - (g) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
 - (h) 運送・宿泊機関等の事故、火災、第三者の故意、または過失によりお客様が被られた損害
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額のいかにかわらず、当社の賠償額はお客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）とします。

19. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)としてお客様1名につき1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、または通院見舞金として通院日数が3日以上となったときは1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円限度。ただし1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等は一切適用されません。

- (2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引き出し用カード含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SDカード、DVD、USB等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
- (4) 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
 - ① お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
 - ② 旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第1」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、パンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該の費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

- (5) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する、不利益や損害を与える行為は禁止します。また、お客様同士の個人的なトラブルについては、当社は一切責任を負いません。

21. オプショナルツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行（以下「オプショナルツアー」といいます。）の第21項（特別補償）の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。（以下「オプショナルツアー」といいます）のうち、当社が企画・実施するオプショナルツアーに対する第19項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) 当社以外が企画・実施するものに参加された場合、当社は第19項の特別補償のみ適用し、それ以外の責任は負いません。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①～③を除き、旅行代金に下表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、「変更補償金」としてではなく、損害賠償金の全部、または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバースタッフ）が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。

- (a) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- (b) 戦乱
- (c) 暴動
- (d) 官公署の命令
- (e) 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- (f) 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (g) お客様の生命、または、身体の安全確保のため必要な措置

②第12項および第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、

当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更（海外旅行のみ）	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更（変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます）	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更	1.0	2.0
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。</p> <p>(注2) 「最終旅行日程表」が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。</p> <p>(注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>(注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>(注5) ④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1</p>		

乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

(注6) ⑨に掲げる変更については、①～⑧の率を適用せず、⑨の料率を適用します。

(注7) 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

(注7) 旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

(3) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

(4) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額とお客様が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

23. 通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）から、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、インターネット、電子メール、その他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結することがあります。

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。

(5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。

(6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第12項(1)①の取

消料と同額の違約料を申し受けます。

24. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレット等に明示した日となります。

25. 事故等のお申し出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください（連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。）

26. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。当社の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いにつき同意のもとお申込みください。
- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。
- (3) 団体・グループを構成する旅行参加者の代表（契約責任者）のお客様は、個人情報の取り扱いについて、旅行参加者本人の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (5) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内などの販売促進活動、アンケートのお願い、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただくことがあります。
- (6) 当社の個人情報取扱いに関する方針等の詳細については、[こちら](#)をご参照ください。

27. その他

- (1) 氏名・性別等の誤登録により航空券発行替えや各機関への訂正が必要となる場合、交替手続き手数料または取消料等を申し受けることがあります。
- (2) 子供および幼児代金の適用条件は、コースによって規定が異なります。パンフレット等をご確認ください。
- (3) 添乗員等への個人的な案内・買物依頼、怪我・疾病、忘れ物回収、別行動手配等に要する費用はお客様負担です。
- (4) 土産物店ご案内時の購入はお客様責任でお願いします。商品の交換・返品等について当社は関与いたしません。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 旅行の安全・安心のため、任意の旅行保険加入を強くお勧めします。
- (7) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりまします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ウェブサイトからもご覧になれます。

2026年1月12日作成